

税務行政におけるオンラインツールの利用に関するQ & A

令和 7 年 11 月

国 税 庁

令和 7 年 10 月から、一部の国税局において、インターネットメール、Web 会議システム (Microsoft Teams)、オンラインストレージサービス (PrimeDrive) 及びアンケート作成ツール (Microsoft Forms) を業務に利用することとしております。

税務行政におけるオンラインツールの利用に関する事項を Q & A として取りまとめましたので、参考としてください。

目次

【利用に関する一般的な事項】	3
問 1 どのような場面でオンラインツールを利用することができるのでしょうか。	3
問 2 税務調査においてオンラインツールを利用する場合、調査の一連の手続きは全てオンラインで完結するのでしょうか。	3
問 3 登録したメールアドレスを変更したいのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。	3
問 4 現在、税務署の税務調査においてオンラインツールを利用しているのですが、転居等により納税地が変わった場合、オンラインツールの利用を継続するには手続きが必要でしょうか。 ..	3
問 5 私は税理士です。以前、税務署の税務調査においてオンラインツールを利用したことがあります。今回、同じ税務署において別の税務調査が行われますが、オンラインツールを継続して利用することはできますか。	4
問 6 税務調査等において、関与税理士がいる場合、納税者と税理士の双方がオンラインツールを利用するには、それぞれが利用のための手続きをする必要があるのでしょうか。	4
問 7 オンラインツールを利用するため、アプリのダウンロードなどの準備が必要なのでしょうか。	4
問 8 登録するメールアドレスに制限はありますか。	4
問 9 オンラインツールの利用は、全ての国税局・税務署で利用することができるのでしょうか。 ..	4
【セキュリティに関する事項】	5
問 10 オンラインツールでは、個人情報などの機密性の高い情報を取り扱うのでしょうか。	5
問 11 他人がメールアドレス等を登録することによるなりすまし行為が生じるおそれはないのでしょうか。	5
問 12 税務署等において、インターネットメールの誤送信防止のためにどのような対策をとっているのでしょうか。	5

【各ツールの利用に関する事項】	5
問 13 申告書や各種届出書等をインターネットメール又はPrimeDriveにより提出してもよいのでしょうか。	5
問 14 インターネットメールやPrimeDriveにより資料のデータを提出する場合、データ容量やデータ形式の制限はありますか。	6
問 15 税務調査等において、税務署等から、インターネットメールやPrimeDriveにより資料を提供してもらうことは可能でしょうか。	6
問 16 Microsoft Teams には録音・録画や文字起こしなどの機能がありますが、税務調査や行政指導においてこれらの機能を使用してもよいのでしょうか。	6
問 17 税務調査等において、インターネットメールではどのような連絡が行われるのでしょうか。6	
問 18 利用者が税務署等に電子データを提出する場合、どのような手段があるのでしょうか。...	6

【利用に関する一般的な事項】

問1 どのような場面でオンラインツールを利用することができるのでしょうか。

【答】

関係民間団体や調達の契約事業者の方との連絡において利用します。

また、税務調査、行政指導、滞納整理及び査察調査等（以下「税務調査等」といいます。）において、国税当局の判断により、必要に応じてオンラインツールを利用することとしています。

（注）行政指導には、書面添付制度に基づく意見聴取、事業者等への協力要請及び酒類の免許等関係事務における申請書の補正等を含みます。

問2 税務調査においてオンラインツールを利用する場合、調査の一連の手続きは全てオンラインで完結するのでしょうか。

【答】

オンラインツールの利用については、税務署又は国税局（以下「税務署等」といいます。）の担当者と利用者双方の合意の下で利用することとしています。その上で、国税当局において効率的な税務調査等の実施に資すると認められると判断した場合にオンラインツールを利用するため、納税者又は税理士（以下「納税者等」といいます。）がオンラインツールの利用を希望された場合であっても、対面で税務調査等を実施させていただく場合があることにご留意ください。

また、事業所等に臨場して質問検査等を行う必要がある場合には、現状のとおり対面で税務調査を実施させていただきます。

問3 登録したメールアドレスを変更したいのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

【答】

再度、Microsoft Forms のフォーマットから登録をしていただく必要があります。新たなメールアドレスを登録した場合、変更前のメールアドレスは使用できなくなることにご留意ください。

なお、メールアドレスの変更を希望される場合には、税務署等の担当者にご連絡をお願いします。

問4 現在、税務署の税務調査においてオンラインツールを利用しているのですが、転居等により納税地が変わった場合、オンラインツールの利用を継続するには手続きが必要でしょうか。

【答】

納税地の異動等により所轄税務署が変わったことに伴い、調査担当者が変更となった場合には、改めて、Microsoft Forms のフォーマットから、オンラインツールの利用に関する同意事項の内容に同意いただくとともに、メールアドレス等を登録していただく必要があります。

なお、納税地等の異動により所轄税務署が変わることとなった場合には、速やかに調査担当者にご連絡をお願いします。

問5 私は税理士です。以前、税務署の税務調査においてオンラインツールを利用したことがあります。今回、同じ税務署において別の税務調査が行われますが、オンラインツールを継続して利用することはできますか。

【答】

改めて、納税地を所轄する税務署に対して、Microsoft Forms のフォーマットから、オンラインツールの利用に関する同意事項の内容に同意いただくとともに、メールアドレス等を登録していただく必要があります。

問6 税務調査等において、関与税理士がいる場合、納税者と税理士の双方がオンラインツールを利用するには、それぞれが利用のための手続きをする必要があるのでしょうか。

【答】

納税者及び税理士の双方がオンラインツールを利用する場合、納税者と税理士の双方が、Microsoft Forms のフォーマットから、オンラインツールの利用に関する同意事項の内容に同意いただくとともに、メールアドレス等を登録していただく必要があります。

一方、納税者又は税理士のいずれかのみがオンラインツールを利用する場合は、オンラインツールを利用する方のみが手続きをしていただくこととなります。

問7 オンラインツールを利用するため、アプリのダウンロードなどの準備が必要なのでしょうか。

【答】

インターネットメールを使用するため、メールアドレスをご用意いただく必要があります。

PrimeDrive については、税務署等の担当者から利用者へ送信するインターネットメールに記載されている URL からアクセスすることで利用可能となり、アプリをダウンロードする必要はありません。

Microsoft Teams についても、税務署等の担当者から利用者へ送信するインターネットメールに記載されている URL からアクセスすることで利用可能となります。その際、パソコンからアクセスする場合はアプリのダウンロードは必要ありませんが、スマホやタブレットからアクセスする場合には、事前にアプリをダウンロードしていただく必要があります。

また、Microsoft Forms については、国税庁ホームページに掲載されている URL からアクセスすることで利用可能となりますので、アプリをダウンロードする必要はありません。

問8 登録するメールアドレスに制限はありますか。

【答】

登録するメールアドレスのドメイン等に制限はありません。

なお、税務署等の担当者からのメールを受信するため、ドメインが「nta.go.jp」からのメールが受信可能となるよう設定の確認をお願いします。

問9 オンラインツールの利用は、全ての国税局・税務署で利用することができるのでしょうか。

【答】

令和7年10月から、金沢国税局及び福岡国税局並びにこれらの国税局の管内税務署においてオンラインツールの利用を開始しています。

その他の国税局及びその管内税務署については、令和8年3月以降、順次利用を開始することとしています。

【セキュリティに関する事項】

問10 オンラインツールでは、個人情報などの機密性の高い情報を取り扱うのでしょうか。

【答】

オンラインツールの利用に当たっては、利用者の氏名、電話番号及び住所等の情報（個人番号をその内容に含む情報を除きます。）を取り扱う場合があります。

なお、国税当局において使用する機器及び通信環境は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」のほか、国税当局独自の対策を実施しており、政府統一基準を踏まえ、適切にセキュリティ対策を講じています。

問11 他人がメールアドレス等を登録することによるなりすまし行為が生じるおそれはないのでしょうか。

【答】

インターネットメールの利用開始に当たっては、税務署等の担当者と利用者との間でテストメールの送受信による接続確認を行うこととしています。税務署等から利用者にメールを送信した後、電話又は対面により、利用者に対してテストメールの受信確認を行うことでなりすましを防ぐこととしています。

問12 税務署等において、インターネットメールの誤送信防止のためにどのような対策をとっているのでしょうか。

【答】

事前にシステム登録されたメールアドレスに対してのみインターネットメールを送信することができる仕組みとしています。

また、インターネットメールの送信に当たっては、利用者への送信前に、管理者による宛先及び内容等の確認を行うほか、利用者から受信したメールに返信する方法で送信するなど、誤送信防止のための対策をとっています。

【各ツールの利用に関する事項】

問13 申告書や各種届出書等をインターネットメール又は PrimeDrive により提出してもよいのでしょうか。

【答】

申告書や届出書・申請書などの各種届出書等は、書面又は e-Tax により提出していただく必要があるため、インターネットメール又は PrimeDrive により提出することはできません。

誤ってインターネットメール又は PrimeDrive により提出してしまった場合には、書面又は e-Tax により、改めてご提出をお願いします。

問 14 インターネットメールや PrimeDrive により資料のデータを提出する場合、データ容量やデータ形式の制限はありますか。

【答】

インターネットメールで送信可能なデータ容量は、メール本文・添付ファイル合わせて 1 送信当たり最大 20MB となっており、exe 形式等を除くファイルの添付が可能です。

また、PrimeDrive の場合、1 度にアップロードできるファイル数は最大 20 ファイルで、1 ファイルの容量制限は 1.9GB となっており、データ形式に制限はありません。

問 15 税務調査等において、税務署等から、インターネットメールや PrimeDrive により資料を提供してもらうことは可能でしょうか。

【答】

税務調査等において、税務署等が納税者等に対して資料を提供する場合、原則として、インターネットメールへのファイルの添付又は PrimeDrive を利用することはありません。

税務署等から納税者等に資料の提供を行う場合は、直接交付や郵送などの手段により行います。

問 16 Microsoft Teams には録音・録画や文字起こしなどの機能がありますが、税務調査や行政指導においてこれらの機能を使用してもよいのでしょうか。

【答】

税務調査や行政指導において、録音・録画、チャット、文字起こし（トランスクリプション）及びホワイトボード機能の利用は禁止しています。

画面共有機能については、納税者等において使用することを禁止しておらず、当該機能により資料の提示をお願いさせていただく場合があります。

なお、税務署等の担当者が、画面共有機能により納税者等に対して資料を提示することはありません。

問 17 税務調査等において、インターネットメールではどのような連絡が行われるのでしょうか。

【答】

税務調査等においては、税務署等から、例えば以下の事項についてインターネットメールにより連絡を行います。

- ・ 日程調整
- ・ 準備いただく資料の連絡や資料の提出依頼
- ・ 税務署等の担当者への連絡依頼
- ・ Microsoft Teams や PrimeDrive の URL の連絡
- ・ キャッシュレス納付の利用勧奨

（注） 税務調査における事前通知は、現状のとおり原則口頭により行います。

問 18 利用者が税務署等に電子データを提出する場合、どのような手段があるのでしょうか。

【答】

電子データを税務署等に提出する場合、以下の方法による提出が可能となっているため、データの容

量や形式等に応じて適宜提出方法を選択の上、ご提出ください。

ただし、書面又は e-Tax（XML 形式又は XBRL 形式）での提出が求められている申告書、届出書・申請書等については、法令上認められた方法による提出が必要となります。

方法	データ形式	データ容量	データを提出した後の確認可否
Microsoft Outlook	exe 形式等は添付不可	・メール本文、添付ファイル合わせて 20MB まで送信可能	・メールの送信履歴から確認できます。
PrimeDrive	制限なし	・最大 20 ファイル、1 ファイル当たり 1.9GB まで利用可能	・税務署等の担当者がダウンロード後にデータを削除するため、事後の確認はできません。
e-Tax	PDF 形式又は CSV 形式	・1 送信当たり最大 136 ファイル ・PDF 形式は合計 14MB まで、CSV 形式は合計 8 MB まで利用可能	・メッセージボックスから送信データのダウンロードはできないため、事後の確認はできません。

※ 税務調査等において、e-Tax での提出が可能な電子データは、税務調査、行政指導及び滞納整理の際に、税務署等の担当者から求められた書類に限られます。